

2024年7月8日

## 電子(ペーパーレス)商取引システム (Electronic (Paperless) Trading)

### TradeGo PTE. LTD (TradeGo eBL) : TradeGo User Agreement 第2版(2024年6月12日付)の承認

本件につきましては、国際P&Iグループ(IG)が TradeGo User Agreement (2022年12月15日付) (以下「第1版」) を承認した [2023年1月26日付の Circular](#) もご参照ください。第1版についてもクラブによる保険カバーの承認は継続されます。

本 Circular は、IG が TradeGo User Agreement 第2版(2024年6月12日付) (以下「第2版」) を承認したことをお知らせするものです。

最も重要な変更点は、User Agreement における電子船荷証券の枠組みに加えて、第2版では相互運用、つまり電子船荷証券の第三者プラットフォームへの転送、および第三者プラットフォームからの転送が認められたことです。第2版は、利用者から相互運用の検討を要求される可能性があることを前提に、TradeGo が第三者のプラットフォームプロバイダーとの間で相互運用に関するプラットフォーム間協定の締結を模索する可能性を想定しています。相互運用の対象となるのは、紙の船荷証券と同等の効力を認めるとする法律が適用される電子船荷証券(MLETR e-bills)に限られます。

積荷の運送に関してクラブルールでてん補対象外とされてきた事項は、当然ながら、承認済みのいずれの電子商取引システムにおいても、紙の船荷証券の場合と同様に引き続き適用されます。これらのてん補対象外の例としては、運送契約で定められた港湾または場所以外での積荷の荷揚げ、日付を繰り上げた、もしくは繰り下げた電子文書/記録の発行・作成、流通可能な電子文書/記録の提示なしでの積荷の引渡し(承認済み電子商取引システムの場合は、当該商取引システムのルールに準拠していない積荷の引渡し)などが挙げられます。

国際P&Iグループに加入するすべてのクラブが同様の Circular を発行しています。

以上

(翻訳)ブリタニヤ・ヨーロッパ日本支店

本 Circular はすべて英文の日本語訳です。

日本語訳と英文の間に齟齬がある場合は英文の内容を優先下さるようお願い申し上げます。